(通則)

1 身体障害者補助犬育成事業に係る道費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、 北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)の規定によるほか、この交付要綱の定めると ころによる。

(交付の対象)

2 この補助金は、別添「北海道身体障害者補助犬育成事業実施要綱」に基づき行う事業を交付の対象 とする。

(補助事業者)

3 この補助金は、社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練施設を経営する事業、同法第4条の2第12項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体(以下「訓練事業者」という。)を補助対象者とする。

(補助対象経費)

4 この補助金の補助対象経費は、道内に居住する身体障害者に貸与した身体障害者補助犬の頭数に応じ、当該補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。)に直接必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、改造費、燃料費、飼料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費等とする。

(補助基準額)

5 この補助金の補助基準額は、身体障害者補助犬1頭当たり1,800,000円とする。

(交付額の算定方法)

6 この補助金の交付額は、身体障害者補助犬育成事業の経費について、補助基準額と補助対象経費の 実支出額から寄附金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に10分の10を乗じて得 た額以内の額とする。

(交付の条件)

- 7 補助事業者に補助金等を交付する場合には、「補助金等に係る標準様式の設定について(昭和47年 9月20日付け局総第453号副出納長通達)」第1号様式に定める交付の条件のほか、次の条件を付すも のとする。
- (1)補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
 - ア 当該変更に伴う補助対象経費の増減額が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないと き。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の効率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。
- (2)補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産(価格が単価30万円以上の機械、器具等)については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間(当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間)は、あらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。

(申請手続)

- 8 補助事業者は、補助金等交付申請書(保福第1号様式(平成10年北海道告示第500号による告示様式。以下保福様式について同じ。))に次の書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出するもの トオス
- (1) 事業計画書(保福第1の2号様式)
- (2)補助金等交付申請額算出調書(保福第1の16号様式)
- (3) 経費の配分調書(保福第1の18号様式)
- (4) 事業予算書(保福第1の20号様式)
- (5) 資金収支計画書(保福第1の32号様式)

(変更申請手続)

9 この補助金の交付の決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更して追加交付申請等を行う場合は、補助事業等変更承認申請書(保福第1の21号様式)を速やかに提出するものとする。

(実績報告)

- 10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に次の書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - (1) 事業実績書(保福第1の2号様式)
 - (2)補助金等精算書(保福第1の30号様式)
 - (3) 事業精算書(保福第1の31号様式)
 - (4) 身体障害者補助犬法第16条に基づく身体障害者補助犬認定証の写し(盲導犬を除く。)

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。